

恩給年額一覽表（令和 8 年度）

（単位：円）

（単位：円）

恩給の種類		恩給年額
普通恩給の最低保障額		
長期在職者		1,208,600
短期在職者	実在職年 9 年以上	906,400
	実在職年 6 年以上 9 年未満	725,100
	実在職年 6 年未満	606,500
普通扶助料の最低保障額		
長期在職者		845,100
短期在職者	実在職年 9 年以上	633,800
	実在職年 6 年以上 9 年未満	507,000
	実在職年 6 年未満	431,900
公務扶助料の最低保障額		1,935,500
増加非公死扶助料及び 特例扶助料の最低保障額		1,515,900
傷病者遺族特別年金の基本年額		
傷病年金及び第 1 款症以上の特例傷病恩給からの転給		431,900
第 2 款症以下の特例傷病恩給からの転給		323,900
増加恩給	特別項症	第 1 項症の金額にその 7/10 以内の金額を加えた額
	第 1 項症	6,106,400
	第 2 項症	5,088,500
	第 3 項症	4,190,100
	第 4 項症	3,316,200
	第 5 項症	2,682,400
	第 6 項症	2,169,200
	第 7 項症	1,977,200
傷病年金	第 1 款症	1,799,000
	第 2 款症	1,442,600
	第 3 款症	1,162,000
	第 4 款症	1,025,400
特例傷病恩給	特別項症	第 1 項症の金額にその 7/10 以内の金額を加えた額
	第 1 項症	4,655,300
	第 2 項症	3,882,800
	第 3 項症	3,209,000
	第 4 項症	2,543,600
	第 5 項症	2,068,600
	第 6 項症	1,676,400
	第 1 款症	1,523,900
	第 2 款症	1,386,900
	第 3 款症	1,115,100
	第 4 款症	901,200
	第 5 款症	792,800
加給・加算の種類		加給・加算額
特別加給	特別項症	288,100
	第 1 項症及び第 2 項症	224,100
扶養加給	妻	206,100
	妻以外の扶養家族 2 人目まで	76,800
	妻以外の扶養家族 3 人目以降	38,400
	妻がいなく場合の扶養家族 1 人目	140,800
扶養遺族加給	扶養遺族 2 人目まで	76,800
	扶養遺族 3 人目以降	38,400
寡婦加算	子 1 人を有する妻	162,400
	子 2 人以上を有する妻	284,400
	60 歳以上の妻	162,000
遺族加算	公務関係扶助料	162,000
	傷病者遺族特別年金	162,000

一般文官仮定俸給年額			
通し号俸	仮定俸給年額	通し号俸	仮定俸給年額
18	1,223,800	51	3,662,600
19	1,278,100	52	3,796,300
20	1,333,800	53	3,986,000
21	1,388,900	54	4,174,000
22	1,445,400	55	4,290,000
23	1,480,400	56	4,403,200
24	1,515,500	57	4,632,900
25	1,555,300	58	4,857,800
26	1,612,000	59	4,902,000
27	1,660,900	60	5,076,800
28	1,706,600	61	5,297,200
29	1,761,600	62	5,516,500
30	1,817,200	63	5,734,300
31	1,877,700	64	5,871,800
32	1,939,000	65	6,018,300
33	2,015,200	66	6,300,500
34	2,063,500	67	6,569,500
35	2,125,500	68	6,712,900
36	2,186,000	69	6,849,100
37	2,305,800	70	7,119,200
38	2,338,000	71	7,239,700
39	2,430,400	72	7,372,900
40	2,553,100	73	7,608,500
41	2,688,800	74	7,846,400
42	2,758,100	75	7,890,800
43	2,824,100	76	7,932,700
44	2,918,500	77	7,974,800
45	2,974,000	78	8,073,300
46	3,134,800	79	8,272,700
47	3,214,800	80	8,471,900
48	3,298,000	81	8,570,400
49	3,458,600	82	8,671,400
50	3,620,300		
旧軍人仮定俸給年額			
階 級		仮定俸給年額	
兵		1,555,300	
伍長(二等兵曹)		1,706,600	
軍曹(一等兵曹)		1,761,600	
曹長(上等兵曹)		1,877,700	
准士官(兵曹長)		2,305,800	
少 尉		2,553,100	
(特 務 准 士 官)		2,553,100	
(特 務 少 尉)		2,824,100	
中 尉		2,918,500	
(特 務 中 尉)		3,134,800	
大 尉		3,662,600	
(特 務 大 尉)		3,986,000	
少 佐		4,403,200	
中 佐		5,516,500	
大 佐		5,871,800	
少 将		6,712,900	
中 将		7,932,700	
大 将		8,893,000	

※長期在職者とは実在職年の年数が最短恩給年限以上の者のことであり、

※階級欄の（ ）内は、旧海軍軍人の階級です。

短期在職者とは実在職年の年数が最短恩給年限未満の者のことです。

※公務関係扶助料とは公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料のことです。